

●等々力緑地再編整備計画推進委員会における議題の公開・非公開について

(根拠)

川崎市審議会等の会議の公開に関する条例

(前提)

- ・委員会の会議は、原則公開

- ・ただし、会議に諮り、次に掲げる事項等に該当するおそれがある場合には、審議の内容の全部又は一部を非公開とすることが可能

(非公開とができる事項)

- ・法人に関する事項であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- ・市の機関における審議、検討又は協議に関する事項であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(当委員会における非公開とする事項)

- ・迅速かつ適切な議論を行うため、当委員会においては、次の事項について原則非公開とする
- ①PFI 法に基づく民間提案の内容のうち、東急株式会社の知的財産に属するものであって、公表することにより、今後の事業者選定時における競争上の地位や営業上の利益を害するおそれがあるとして、東急株式会社から公表が許諾されていないもの
 - ②試案・試算等、検討過程にあり、意思決定に係る手続の途上にある情報であって、外部からの圧力や干渉などにより、当委員会における自由闊達かつ率直な意見や議論が不当に損なわれるおそれがあるもの
 - ③都市公園法など、各法令との整合性を図る上での国や関係機関、府内関係部署との調整中の情報のうち、事実関係の確認過程にある情報であって、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの
 - ④その他、委員会が非公開とすることが妥当であると判断した議題

●会議の傍聴

上記の非公開とする事項を除き、委員会の会議は傍聴できるものとする

●会議録の作成方法

委員会の会議録は、全録方式にて作成し、委員全員の確認を得るものとする